

2023年7月19日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が2022年6月15日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ」及び2022年8月19日付け「（開示事項の経過）当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）は、当社に対して、東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件対会社訴訟」といいます。）の提起をした後、別訴で、当社取締役及び監査役8名に対しても東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件対役員訴訟」といいます。）の提起をし、大場氏側が両訴訟の併合に反対をする等した結果、別訴にて、裁判所の審理が行われておりました。

本件対会社訴訟につきましては、当社が今月7日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同日、東京地方裁判所より大場氏の請求を全面的に棄却する旨の当社の勝訴判決の言渡しを受けておりましたが、本件対役員訴訟につきましても、本日、同裁判所より、大場氏の請求についても全面的に棄却する旨の当社役員勝訴の判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件対役員訴訟は当社取締役及び監査役8名に対して提起されたものであり、当社に対して提起されたものではございませんが、本件対役員訴訟と本件対会社訴訟とは実質的に同一の事案に関して提起されたものであり、本件対役員訴訟は本件対会社訴訟と密接に関連しておりますので、本件対役員訴訟の結果についても、下記のとおりお知らせするものであります。

記**1. 判決のあった裁判所及び年月日**

東京地方裁判所 2023年7月19日

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

大場氏は、当社代表取締役が当社の株主に送付するとともに、当社ウェブサイトにて掲載した「第61期定時株主総会招集ご通知」（以下「本件株主総会招集通知」といいます。）においてなされていた事実の摘示及び本件株主総会招集通知を当社ウェブサイトから削除ないし訂正しなかつ

たことが、大場氏の名譽を毀損するものである等と主張し、名譽毀損という重大な違法行為に及び又はそれを阻止しなかったこと等が取締役又は監査役の任務懈怠に該当する等と主張して、当社取締役及び監査役8名に対し、損害賠償を求める訴訟を提起したものです。

3. 訴訟を提起した者の概要

大場武生氏

4. 訴訟の内容及び訴訟物の価額

(1) 訴訟の内容

当社取締役及び監査役8名に対し、金330万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の支払いを求めるものです。

(2) 訴訟物の価額

330万円

5. 判決の内容

(1) 原告〔大場氏〕の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告〔大場氏〕の負担とする。

6. 当社の対応方針等

上記判決は、当社の開示の必要性を認め、かつ、その開示内容が必要な範囲に留まっていたこと等を認定して、いわゆるプライバシー侵害や名譽棄損に基づく不法行為を構成しない旨を判示し、当社取締役及び監査役8名の任務懈怠責任は認められないと認定判断するものであって、当社取締役及び監査役の主張を全面的に認めるものであり、この判決が当社の業績に与える影響等はございません。今後、大場氏が控訴する等して開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上